

就労選択支援に関するQ & A VOL. 1
(令和7年9月5日)

【 目 次 】

1. 就労選択支援	1
（1）指定基準について	1
（2）報酬告示について	6
（3）その他	7

1. 就労選択支援

(1) 指定基準について

(設備基準)

問1 指定就労選択支援事業所の設備について、他の事業所の設備と兼用することは可能か。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)(以下「基準省令」という。)第173条の5において準用する第81条第1項及び第4項において、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を専ら当該就労選択支援事業所の用に供するものとして設ける必要があるが、支援の提供に支障がない場合はこの限りではないとされているところ、
- 指定権者においては、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスであるという就労選択支援の主旨に鑑み、就労選択支援事業所が就労選択支援の利用者に対し、対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面を含む、適切なアセスメント環境を確保できているかについて、よく確認していただく必要がある。
- なお、訓練・作業室について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「解釈通知」という。)第九の二の2(2)及び(3)において、指定就労選択支援事業所の訓練・作業室等は適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないが、運営に支障がない場合は、他の事業所等の設備等を使用できると規定しており、訓練・作業室は何㎡必要である等の具体的な面積の基準までは明示していない。

<参考1>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)(抄)

(設備)

第八十一条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必

要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

<参考2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第九の二 就労選択支援

2 設備に関する基準（基準第173条の5）

（1）（略）

（2）訓練・作業室等の面積及び数

指定就労選択支援事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定就労選択支援が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定就労選択支援事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。

（3）設備及び備品等

指定就労選択支援事業者は、指定就労選択支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労選択支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(他の事業所における直接処遇職員との兼務)

問2 就労選択支援事業所に配置される就労選択支援員は、他の事業所に配置される直接処遇職員と兼務できるか。

(答)

- 基準省令第173条の3第3項において、就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないと規定されている。
- また、解釈通知第九の二の1(1)において、一体的に運営する生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「生活介護事業所等」という。)に配置される常勤の直接処遇職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるとされている。
- 以上を踏まえた兼務の可否について、早見表にてお示しするので参考にされたい。

(早見表)

生活介護事業所等に配置される直接処遇職員について、一体的に運営する就労定着支援事業所又は就労選択支援事業所における兼務の可否

・生活介護事業所等に配置される直接処遇職員が常勤(8H/1人)の場合

	生活介護事業所等	就労定着支援	就労選択支援	可否
兼務例①	直接処遇職員 (8H/1人)	就労定着支援員 (8H/1人)	-	○
兼務例②	直接処遇職員 (8H/1人)	-	就労選択支援員 (8H/1人)	○
兼務例③	直接処遇職員 (8H/1人)	就労定着支援員 (4H/0.5人)	就労選択支援員 (4H/0.5人)	○ (※)
兼務例④	直接処遇職員 (8H/1人)	就労定着支援員 (8H/1人)	就労選択支援員 (8H/1人)	×

※ 生活介護事業所等の常勤の直接処遇職員が、就労定着支援員・就労選択支援員同士について、同時間帯に並行して兼務をすることはできない。

※1 常勤・・・指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。

※2 常勤換算・・・指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

※3 可否の列が「○」であるパターンについては、利用者に対するサービス提供に支障がないことを確認の上、判断すること。

<参考1>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（抄）

（従業者の員数）

第一百七十三条の三 （略）

2 （略）

- 3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

<参考2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第九の二 就労選択支援

1 人員に関する基準

（1）就労選択支援員（基準第173条の3第1項）

就労選択支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上でなければならないこと。

ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型（以下第十三において「生活介護等」という。）の事業を行う事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。 s w

(障害者就業・生活支援センターの生活支援担当による従事・兼務)

問3 障害者就業・生活支援センターに配置される生活支援担当が、就労選択支援事業所に配置される就労選択支援員に従事することができるか。

(答)

- 従事できる。ただし、同時時間帯に並行して兼務することはできない。

(多機能型事業所を実施主体とする場合の実施主体の要件について)

問4 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（以下「就労移行支援事業所等」という。）を含む複数の事業を一体的に行っている多機能型事業所を実施主体として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、「過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」という実施主体の要件（以下「実施主体要件」という。）は、当該多機能型事業所における複数の事業の実績を合算してよいか。

（例）通常の事業所に雇用された者が、就労移行支援事業所から1人、就労継続支援B型事業所から2人の場合

(答)

- 差し支えない。

(同一法人内実施主体の要件について)

問5 ある就労移行支援事業所等（事業所A）を実施主体の要件として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、当該事業所Aでは実施主体要件を満たしていないが、同一法人が運営する他の就労移行支援事業所等（事業所B）では実施主体要件を満たしている場合、事業所Aにおいても実施主体要件を満たすこととしてよいか。

(答)

- 同一法人が運営する他の事業所の実績を流用したり、合算したりすることはできず、実施主体要件を満たさない。

(2) 報酬告示について

(福祉専門職員配置等加算)

問6 一体的に運営する生活介護事業所等に配置される常勤の直接処遇職員が、利用者に対するサービス提供に支障がなく就労選択支援員を兼務する場合であって、当該職員が当該生活介護事業所等における福祉専門職員配置等加算の算定対象となっている場合、就労選択支援事業所においても、当該職員について福祉専門職員配置等加算を算定できるか。

(答)

- 福祉専門職員配置等加算は、当該事業所に配置される常勤の直接処遇職員に着目して評価するものである。
- そのため、当該職員について、就労選択支援事業所における勤務時間が常勤の時間に達している場合は、就労選択支援事業所においても当該加算の算定対象となる。(当該職員について、就労選択支援事業所における勤務時間が常勤の時間に達していない場合は、就労選択支援事業所における当該加算の算定対象とならない。)

<参考> 福祉専門職員等配置加算の要件

① 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 35%以上

② 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 25%以上

③ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)

- ・直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 75%以上
- ・直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が 30%以上

(3) その他

(障害福祉サービス等情報公表制度における報告について)

問 7 就労選択支援事業所がサービスの提供を開始するにあたり、障害福祉サービス等情報公表制度に基づく都道府県知事等への報告について、令和 7 年 10 月 1 日に指定を受けた事業所から報告対象となるのか。

(答)

- 障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときに当該事業所の基本情報を障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を用いて管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表対象サービス等の対象に含まれるものである。
- しかしながら、現在、就労選択支援事業所に係る報告及び公表を行うために情報公表システムを改修しているところであることから、令和 7 年 10 月 1 日時点での情報公表システムへ入力は不要である。
- なお、具体的な報告開始時期等については、追って事務連絡等での周知を予定しているが、情報公表システムにおける報告及び公表の機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いとする。

<参考 1>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（抄）
第七十六条の三 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～8 （略）

<参考 2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）（抄）

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等情報（同項に規定する情報公表対象サービス等情報をいう。第六十五条の九の十において同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

(報告の方法)

第六十五条の九の七 次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

2 報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報)

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- 一 情報公表対象サービス等（法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき 別表第一号に掲げる事項に関するもの
- 二 法第七十六条の三第一項の主務省令で定めるとき 別表第一号及び別表第二号に掲げる事項に関するもの
- 三 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）
- イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容
- ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- ニ その他必要な事項

<参考3>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)(抄)

第11の2 就労選択支援

1 就労選択支援サービス費(1日につき) 1,210 単位

注1・2 (略)

注3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。